（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則の一部改正）

第三条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第六条第一項に規定する部隊等） **第一条**　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する防衛省令で定める部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）は、次に掲げる部隊等とする。 一～十　［略］ 十一　基地司令（自衛隊法施行令第五十一条の三第一項に規定する基地司令をいい、航空方面隊司令部の所在する基地の基地司令を除く。）が所属する部隊等 十二　［略］ **別表**（第六条関係） 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（法第六条第一項に規定する部隊等） **第一条**　［同上］ 一～十　［同上］ 十一　基地司令（自衛隊法施行令第五十一条の三第一項に規定する基地司令をいい、航空方面隊司令部又は航空混成団司令部の所在する基地の基地司令を除く。）が所属する部隊等 十二　［同上］ **別表**（第六条関係）

区分	抑留資格認定官	管轄
［略］		
航空自衛隊	［略］	
	南西航空方面隊司令官	沖縄県

区分	抑留資格認定官	管轄
［同上］		
航空自衛隊	［同上］	
	南西航空混成団司令	沖縄県

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第四条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。	［同上］

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］	［略］	
十三　航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部及び航空開発実験集団司令部			

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］	［同上］	
十三　航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部及び航空開発実験集団司令部			